

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

宇部市の地勢は、山口県の南西部に位置し、東は山口市、北は美祢市、西は山陽小野田市に接している。

[地形]

- ・北部は中国山脈の丘陵性山地をなし、南部は緩やかな丘陵となっている。河川は厚東川及び有帆川水系が南流して周防灘に及んでいる。海岸は主に人工海岸が広がっている。
- ・東部は隆起海岸が見られ、緩やかな起伏ある台地が広がっている。
- ・西部は厚東川河口域右岸に厚南平野が広がり、そこを流れる厚東川は天井川の様相を呈している。

[地質]

- ・北部一帯は、中生代各種火成岩類が複雑に分布し、中部地帯は中生代黒雲母花崗岩が分布している。東部地帯は、丘陵を広く覆う洪積層である吉南層群が主体で、宇部層群は各地区に分布している。
- ・南部一帯は、厚東川を中心に粘土、砂礫からなる新生代沖積層より成っている。
- ・楠地域においては、市内最高峰である標高 459mの荒滝山をはじめ、標高 458.6mの日ノ岳等比較的高い山が集中している。

[気象]

- ・瀬戸内気候であり温暖であるが、梅雨期の降水量が年間降水量の3割を占め、全国的に見ても雨季がはっきりしているのが特徴である。
- ・年平均気温は 17.6 度 (2024 年) で、降水量は年平均値 1,527.2mm と県内では少雨地域である。(平均値は、1991～2020 年の観測値によるもの。)

上記の環境から想定される当所管内の災害リスクは、下記のとおりである。

(洪水：ハザードマップ)

- ・宇部市洪水ハザードマップによると、当所が立地する地域においては、洪水による浸水被害は予想されていない。
- ・市内を流れる厚東川・有帆川・真締川水系のうち、厚東川が流れる厚南・黒石・原地区地域においては 3.0～5.0m、西宇部地区の一部では 5.0～10.0mの浸水被害が予想される。
- ・中心市街地周辺では 0.5～3.0mの浸水が予測される区域もあり、また、上流ではわずかであるが 5.0～10.0mの浸水が予測され、家屋倒壊等氾濫想定区域がある(採石場を除く)。

(高潮：ハザードマップ)

- ・宇部市高潮ハザードマップによると、中心市街地においては、大半のエリアで 3.0～5.0mの浸水が予想される。
- ・地域最大の医療機関である山口大学医学部附属病院も 3.0～5.0mの浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

- ・本市の土砂災害警戒区域は主に北部地域に多く分布しているものの、当該地域は事業者が少な

い傾向にある。

- ・事業者が多い南部地域は一部に土砂災害警戒区域があるものの、該当する事業者数は限られている。

(地震：J-SHIS)

- ・2024年基準の地震ハザードカルテによると、中心市街地においては、今後30年の間に震度6強以上の超過確率2.0%、6弱以上10.0%、5強以上36.7%、5弱以上77.3%となっている。

(宇部市ゆれやすさマップ)

- ・宇部市ゆれやすさマップによると、宇部市直下で地震が発生した場合、海沿いの工業地域において震度6強以上が予想されており、多くの事業所に影響がでると考えられる。
- ・南海トラフ地震では、最大で震度5強の揺れが想定されている。

(津波：ハザードマップ)

- ・宇部市津波ハザードマップによると、市内に4.0m以上の浸水区域はないが、厚東川の下流周辺では、2.0m以上3.0m未満の浸水域が想定される区域も多い。
- ・厚南・黒石・原地区においては広範囲で浸水が想定され、藤山地区においても浸水が想定されている。
- ・南海トラフ地震では、丸尾港で3.2m（うち津波波高1.6m）、宇部港で2.9m（うち津波波高1.0m）の最高津波水位が想定されている。

(その他)

- ・本市では、過去に大雨による水害に何度か見舞われてきた。特に、平成5年の台風5号では、床上浸水84棟、床下浸水1,272棟、平成7年の台風14号では、琴芝を中心に床上浸水178棟、床下浸水1,063棟の被害をもたらしている。
- ・平成21年7月の中国・九州北部豪雨の際には、最大1時間雨量90.0mm、最大日雨量320.5mmを記録し、本市において過去最大の雨量を記録している。
- ・本市では、過去の状況から、時間雨量30.0mm、日雨量100.0mm以上で被害が出始めることが多い。
- ・厚東川を中心に南部一帯は、粘土、砂礫からなる新生代沖積層で形成されており、特に宇部港周辺には5.0m前後のシルト質粘土が存在する。一般的に中積砂質層は、液状化の可能性のある地盤の代表的なものと理解されており、液状化の発生が懸念される。
- ・特に沿岸部は、市内大手製造業やその関連企業・協力事業者が多く集積しており、製造業のサプライチェーン全体が毀損することで事業継続が困難になる事業者が発生するリスクも想定される。

(感染症)

- ・新型インフルエンザは、10~40年周期で出現して世界的に大きな流行を繰り返している。
- ・新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 6,309 事業者（非農林漁業、公務を除く）
- ・小規模事業者数 4,340 事業者（非農林漁業、公務を除く）

【内訳】

業種		事業所数	小規模事業者数 (うち事業継続力強化に 取り組んでいる者)	備考 (事業所の立地状況等)
商工 業者	建設業	693	646 ( 8)	地域内に広く分散
	製造業	335	256 ( 5)	地域内に広く分散
	卸・小売業	1,627	1,003 ( 2)	南部、東部、西部に多い
	宿泊・飲食サービス業	705	460 ( 1)	南部に多い
	その他	2,949	1,975 ( 2)	地域内に広く分散
合計		6,309	4,340 (18)	

※総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査結果」を加工して作成

※当所が把握している事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は、現時点では中小企業庁が公開している範囲のみである。今後、巡回指導等を通じて確認する。

(3) これまでの取組

1) 本市の取組

ア 防災計画等の策定

本市では、自然災害等発生時の対応として下記の3つの計画を策定して備えている。

「宇部市地域防災計画」

本市が県、防災関係機関と連携して実施すべき予防・応急・復旧・復興に至る業務を総合的に示す計画として策定。毎年内容を見直し、防災会議の承認を経て更新している。

「宇部市業務継続計画」

本市が優先して取り組むべき業務を選定し、それらの業務を継続できる体制を構築しておくことが必要であるため、宇部市防災基本条例第19条に基づき、平成26年4月に策定

「宇部市災害時受援計画」

災害時に外部からの応援を円滑に受け入れ、その支援を最大限活用して早期復旧を図るため、あらかじめ、応援を必要とする業務や受入体制などを具体的に定めておくことが必要であることから、平成29年5月に策定

イ 防災訓練の実施

毎年「宇部市総合防災訓練」を実施している。前年度は、防災意識の向上や大規模災害時の「自助・共助」の重要性について再確認することを目的として岬地区で実施した。

ウ 災害備蓄物資の整備

備蓄物資は、各地区の緊急避難場所であるふれあいセンターや小中学校等に配備するとともに、防災倉庫(学校給食センター)などに集中的に備蓄している。また、大規模災害発生時の協力に関し、民間企業等と協定を締結している。

エ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、平成26年6月に策定(令和7年度末の改定を予定)

## 2) 当所の取組

### ア 当所 BCP 計画の策定

大規模災害時対応マニュアルを作成（令和 2 年 10 月制定）し、職員へ周知した。また、被災した会員企業等の支援対策もマニュアルに記載した。

### イ 防災用品・食料を備蓄

災害時において、災害関連業務中に必要と思われる備品や食料（2 日分程度）を保管庫に備蓄している。

## 3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

### ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

#### ① 広報ツールの作成

当所会報を利用することを主とするため、広報ツールは作成していない。

#### ② 当所会報や SNS・ホームページ、市広報を活用した広報活動

2023 年（令和 5 年）に、当所会報「宇部会議所だより」にて、事業継続力強化計画に関する内容を掲載した。執筆は中小企業診断士に依頼し、全 4 回掲載した。

#### ③ 窓口・巡回相談の活用

#### ④ 啓蒙セミナーの開催

2024 年（令和 6 年）工業部会「南海トラフ巨大地震に備える」セミナー

講師：山口大学 大学研究推進機構 特命教授 三浦 房紀 氏  
参加者数：25 名

2025 年（令和 7 年）理財部会「サイバーセキュリティ対策」セミナー

〈第 1 部〉サイバー空間における脅威の現状とその対策  
講師：山口県警察本部 サイバー犯罪対策課

〈第 2 部〉ここから始める中小企業のサイバーセキュリティ対策  
講師：NTT 西日本株式会社 ビジネス営業本部

スマートビジネス営業部 パートナー営業部門  
日本通信機器株式会社（NTT 西日本特約店）  
営業本部 営業企画・教育部門

〈第 3 部〉サイバー攻撃の事後対応

講師：東京海上日動火災保険株式会社  
山口支店山口中央支社

参加者数：21 名

#### ⑤ 当所職員への周知

BCP 作成の報告を管理職会議にて行い、各部署にて管理職から一般職員への周知を行った。

### イ 商工会、商工会議所自身の事業継続計画

#### ① ワーキングチームの設置

対策本部を災害状況に応じて立ち上げ、当所 BCP の優先順位に従い、業務維持や会員事業の調査・経営支援を行う体制を整えた。

②被災状況確認シートの作成

- ・役職員安否・負傷者確認リスト
- ・事務所被害報告リスト
- ・事務所周辺被害情報確認リスト

上記シート等を作成し、円滑に業務を復旧する体制を整えた。

ウ 関係団体等との連携

①発生時の情報交換手段の決定

事業継続力強化支援計画に記載した連携体制を関係機関とも共有し、状況に応じて、電話、FAX、E-mail を適宜使い分けながら対応している。

②専門家との連携体制の構築

BCP 及び事業継続力強化計画策定に明るい中小企業診断士とのネットワークを構築した。

エ フォローアップ

①情報交換会議の開催

当所と本市産業経済部産業政策課で定例会議を実施している。

②小規模事業者の取組状況確認シートの作成

現時点では作成できていない。

③非会員事業者のデータ登録

通常業務を通じて、当所来訪者の対応カルテを作成し、非会員事業者も当所会員データベースに登録している。

④小規模事業者の取組状況確認

現時点では把握できていない。

⑤事業継続力強化計画作成セミナーの開催

2026年（令和8年）実施予定 事業継続力強化計画セミナー  
講師：中小企業診断士 濱中 辰夫 氏

オ 当該計画に係る訓練の実施

訓練は実施できていない。

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ・当所内の取組では、防災マニュアルの整備に加え、防災備品や食料の備蓄を実現することができた。また、保管場所は一か所で管理しているため、非常時には速やかな対応が可能となった。
- ・マニュアル通りの初動対応ができていないか確認できていない。今後は、防災訓練を通じて各々の行動確認を行う必要がある。
- ・近年は大雨による災害が相次ぎ、さらにサイバー攻撃による事業中断のリスクも現実の脅威

となっており、災害や感染症、サイバーリスクを含む緊急事態に対する脆弱性が顕在化している。事業者への周知として、セミナーを開催することはできるが、その後、参加者の計画策定までの支援ができていない。セミナーにおいて、事業継続力強化計画策定の動機付けの工夫が必要である。

- ・こうした状況を踏まえ、現状の具体的課題は以下の通りである。

#### ア 事業者 BCP の必要性の認識不足

- ・当所による BCP 策定に関する情報発信は、会報・ホームページ・LINE 等のあらゆる手段を使い行っているが、事業者からの問い合わせはほとんどない。個別支援においても、BCP 策定に関する相談は少なく、提供した情報が十分に活用されていない状況である。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で事業の見通しが立たない状況に直面した事業者からの相談は一時的に増加したものの、その後も BCP 策定に関する具体的な相談はほとんどなかった。
- ・令和 5 年と令和 7 年に大雨による道路冠水や床上浸水などにより管内商工業者に被害が発生したが、同様に BCP 策定に関する相談はなく、当所が開催した BCP に関するセミナーにおいても参加者が多いとは言えず、事業者側の関心の低さがうかがえる。
- ・このことから、本市の事業者における BCP の必要性に対する認識は十分に浸透しておらず、緊急事態に備えた計画策定や対応準備が進んでいない現状が見受けられる。

#### イ 災害及び新型コロナウイルス感染症等発生時の地域事業者等との状況確認

- ・平常時においては、会員事業者とのコミュニケーションは、対面のほか、電話・FAX に加え E-mail やホームページを活用し、各職員が個別に対応している。
- ・災害や感染症など緊急事態が発生した際には、「どの職員が、どの事業者に、どの手段で連絡を取るか」といった体制が明確に定まっていない。
- ・会員事業所以外の地域内事業者への連絡手段や機能もほぼ整備されておらず、緊急時に迅速かつ網羅的な情報伝達が行えない現状がある。

#### ウ 事業者 BCP 策定支援への人材不足

- ・当所の経営指導員の中で、リスクマネジメントに関する知識を有する者は限られている。そのため、事業者への BCP 策定支援や導入提案の機会は少なく、十分に行われていない状況となっている。
- ・当所自体の BCP も確立されておらず、災害や感染症など緊急事態発生時の対応について理解している職員は極わずかで、職員全体としての認識も十分とは言えない。
- ・結果として、支援機関であるにもかかわらず、事業者に対する BCP 策定支援の体制や関心が不十分な現状がある。

#### エ 新型コロナウイルス感染症等に対する知識と準備不足

- ・これまで、消毒液やマスクなどの衛生用品の備蓄や、非対面での業務対応に関する準備は十分ではなかった。特に非対面業務への対応は、IT 分野に対する苦手意識が要因となっており、支援業務の中でも顕著な課題として明らかになっている。
- ・緊急事態が発生した際には、事業継続のための迅速かつ柔軟な対応が困難となる可能性が高く、感染症拡大や業務停止による被害が現実のものとなり得る現状がある。

#### オ サイバーリスクへの認識不足

- ・事業活動における IT システムやクラウドサービスの利用は増加している一方で、近年、多発するサイバー攻撃やシステム障害による業務停止のリスクについて地域事業者の認識は十分に浸透していないことが考えられる。
- ・情報漏洩やデータ消失、業務停止が発生した場合の影響を自社の問題として捉えていない

ことが多く、必要な対策や備えの重要性が理解されていない。結果として、災害や感染症などの緊急事態に加え、サイバーリスクによる事業中断への脆弱性が顕在化している。

#### 【対策】

上記課題に対する対策は、下記『3 目標』に記載のとおりである。

### 3 目標

- ・市内大手製造業とその関連企業や協力事業者が多く集積する沿岸部の工業地帯の小規模事業者を面的に支援することで、地域のサプライチェーン及び経済機能の維持を図り、市内全体の小規模事業者の事業継続力の強化につなげる。
- ・全国的に自然災害は頻発化、激甚化しているため、事業継続に重大なリスクを含む事項として周知活動や対策等に取り組む。
- ・事業継続力強化計画策定支援件数を15件／年程度とし、上記課題を解決するための各取組内容の目標は以下のとおりである。
- ・当計画を実行することで、市内事業者の事業継続力強化計画認定数を10件／年を目標と定め、実現することを目指す。なお、事業継続力強化支援事業で取り組む項目の目標は下記のとおりである。

#### ア 事業者 BCP の必要性の認識不足

- ・広報用基本原稿の作成 令和8年度上半期に作成
- ・ポスターの作成 3年に1回の頻度で印刷（発行予定部数500部）
- ・会報や当所ホームページ、LINE 等での広報 四半期に1回の頻度で実施
- ・有識者によるデジタルツールを活用したコラム等の発信
- ・市報「広報うべ」での PR 1年に1回の頻度で実施
- ・基本セミナーの開催 参加者数20社／回、1年に1回の頻度で実施。（毎年9月）
- ・計画作成セミナーの開催 参加者数10社／回、1年に1回の頻度で実施

#### イ 災害及び新型コロナウイルス感染症等発生時の地域事業者等との状況確認

##### 【地域事業者】

- ・非常時対応 会員事業所連絡体制の整備 令和8年度上半期に作成
- ・被災状況確認シートの作成 令和8年度下半期に作成
- ・被災状況確認方法の決定 令和8年度中に決定

##### 【関係機関】

- ・当所と本市産業経済部産業政策課との情報交換会議の開催 1年に1～2回の頻度で実施し、議事録を作成
- ・発災時の情報交換手段の決定 令和8年度中に決定

#### ウ 事業者 BCP 策定支援への人材不足

- ・所内での取組体制の確立 令和8年度当初に発足
- ・所内でのセミナーの開催 1年に1回の頻度で実施
- ・専門家との連携体制（情報収集） 随時行う。

#### エ 新型コロナウイルス感染症等に対する知識と準備不足

- ・令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症では、知識・準備が不十分の中、非対面での業務に取り組み、また IT 分野に対しての課題も見えてきた。具体的には、使用する機器やアプリケーションの指定、使用機器等のテスト運用と操作マニュアルの整備、オンラインで対応可能とする業務の指定を行い、感染症発生時に速やかに非対面業務を実施する

体制を整える。

オ サイバーリスクへの認識不足

・周知、対策セミナーの開催 参加者数20社／回、1年に1回の頻度で実施（毎年2月）

・専門家の派遣 県内のエキスパートバンク事業を活用

※その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。また、必要に応じて見直しを実施

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

### 2 事業継続力強化支援事業の内容

関係機関との間で、日ごろから連携をとり、役割分担や体制を各々が把握し、以下の事業を実施する。

#### (1) 事前の対策

##### 1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

巡回調査による取組状況の把握

- ・例年11月下旬から12月上旬に行う当所会員事業所の登録内容の確認を目的とした巡回時に、取組状況確認の項目を追加し、事業者から直接取組状況の聴取を行う。

##### 2) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

###### ア 広報ツールの作成

- ・各種メディアやツールを活用した周知活動を行うために、情報をまとめた基本的な発信情報を整理する。
- ・周知用にポスターを作成する。内容には、事業継続力強化計画の制度とリスクファイナンスを中心として構成する。
- ・災害リスクを周知するために、宇部市ハザードマップの入手先を掲載する。
- ・自然災害だけでなく、新型コロナウイルス感染症等の対策や準備についても掲載する。
- ・当所や本市窓口のみならず、山口県、日本商工会議所、山口県商工会議所連合会と包括連携協定を結んでいる保険会社も問い合わせ窓口として構成する。

###### イ 当所会報やSNS・ホームページ、市報を活用した広報活動

- ・当所で毎月発行している会報にて、記事の掲載を行い会員宛に紹介。ホームページ・SNSでも同様に掲載する。
- ・上記方法は、会員以外の管内小規模事業者へアプローチが弱いいため、市報「広報うべ」に記事掲載して周知する。

##### 3) 関係団体等との連携

###### ア 発生時の情報交換手段の決定

- ・各関係機関と協議して、発生時に有用である情報交換手段をリスト化し、優先順位をつける。なお、毎年見直してその時に一番有用な手段を活用する。

###### イ 専門家との連携体制の構築

- ・保険会社から、セミナー等開催時の講師派遣やリスクファイナンス及び具体的保障内容に関する専門家相談対応ができる体制を整える。
- ・山口県、日本商工会議所、山口県商工会議所連合会が包括連携協定を結んでいる保険会社と連携する。(なお、日商関連保険を取り扱う損害保険会社を主に連携する。)

- ・山口県よろず支援拠点や山口県中小企業診断士協会などの中小企業支援機関と連携して、事業継続力強化計画や事業者 BCP の作成支援ができる専門家の情報を収集し、同時に活用できる専門家派遣制度を調査して具体的な計画策定に取り組みやすい環境を整える。

#### 4) フォローアップ

##### ア 情報交換会議の開催

- ・当所と本市の間で連携を密にするため情報交換会議を開催し、発災時の具体的な連携方法を検討する。
- ・発災時に本市が行政機関として事業者に行う支援内容や支援策を決定する際に必要な情報の項目を明確にする。
- ・会議の内容は議事録を残して共有する。

##### イ 小規模事業者の取組状況確認シートの作成

- ・中小企業庁の中小企業 BCP 策定運用指針に定められている BCP 取組状況チェックリストを基に、小規模事業者の BCP 等に関する現状確認シートを作成する。なお、状況の変化に応じて、見直し等を行う。
- ・情報管理のため、事業所名、事業所コード、回答日などの項目を追加。また、リスクファイナンス、特に保険加入状況などの項目も追加する。

##### ウ 非会員事業者のデータ登録

- ・当所の非会員事業所については、情報が充実していないため、窓口・巡回等で得た基本データを事業所管理システムに登録し、小規模事業者の情報収集に取り組む。
- ・特定商工業者の情報も登録し、事前周知や発災時のアプローチ先として充実させる。

##### エ 小規模事業者の取組状況確認

- ・上記の取組状況確認シートを用いて小規模事業者の状況を把握する。
- ・確認方法は、FAX 一斉送信、郵送、WEB アンケート、対面など様々方法で行えるように検討する。
- ・回答内容は、事業所管理システムに添付ファイルとしてアップロードするために、データ様式に再入力して保管する。併せて、検索性を高めるため、リスト管理も行う。
- ・このデータは、以後の相談やセミナーの案内などに活用する。

##### オ 事業継続力強化計画作成セミナーの開催

- ・関心の高い小規模事業者向けに、専門家による事業継続力強化計画作成セミナーを開催する。(全 3 回程度) 計画作成事業者については、併せて認定手続きも進める。

#### 5) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・巡回による取組内容の把握を行う中で、好事例となる企業があった場合は、当所会報誌で紹介する。
- ・当所の会報誌や公式 LINE を通じて、最新のリスク情報（自然災害、感染症、サプライチェーンの変化など）を提供する。また、補助金や助成金（BCP 策定支援、設備投資、耐震化など）の情報提供を行う。

#### 6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度 6 弱以上）の発生や当所職員に新型コロナウイルス感染症等の感染が確認されたら仮

定し、当所と本市の連絡ルート等を確認し、速やかに連絡が取れるようにする。

- ・上記事項に合わせて、当所が地域内事業者の支援拠点としての機能を維持できるようにする。
- ・必要であれば合同訓練も行う。

## (2) 発災後の対策

自然災害等の発生時には、人命の安全確保を最優先とする。その上で、下記の手順で地域内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・対応する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、安否確認実施責任者が当所連絡網を活用し、各職員の安否確認を行い、結果を集約する。
- ・在宅時や外出時には、導入済みの Microsoft Teams や個人 E-mail、NTT の災害用伝言ダイヤルを利用する。その際、甚大な被害がなく出勤できるものを把握する。
- ・新型コロナウイルス感染症等の拡大が確認された場合は、国及び山口県並びに本市の対策に基づき、当所作成のマニュアルに沿って対応する。

### 2) 応急対策の方針決定

#### ア 情報共有

- ・当所と本市との間で、被害状況や被害規模、新型コロナウイルス感染症等に関する情報を共有する。具体的には、相互に認識している災害・感染状況を報告するため、本市産業経済部産業政策課と連絡を取り、情報を共有する。

#### <被害規模の基準>

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地域内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地域内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※内容については当所と本市で協議して見直す。

- ・当所と本市との被害情報の共有については、下記の頻度で実施する。

発災後～1週間	状況に応じて複数回共有する
1週間～4週間	1日に1～2回程度共有する
4週間～	必要に応じて共有する

#### イ 地域内事業者の被災状況確認

- ・上記の被災状況確認シートを用いて実施する。

- ・確認方法は、E-mail での WEB フォームの案内、FAX 送信、電話聞き取り調査、実訪調査の優先順位で行う。
- ・電話聞き取り調査や実訪調査などは、既存の地区別担当制などを基にして事前に担当割りを決めておく。
- ・確認した方法は、外部との情報共有用にリスト管理をする。また、随時事業所管理システムへの添付ファイルアップロード作業も行う。

ウ 関係機関への状況報告

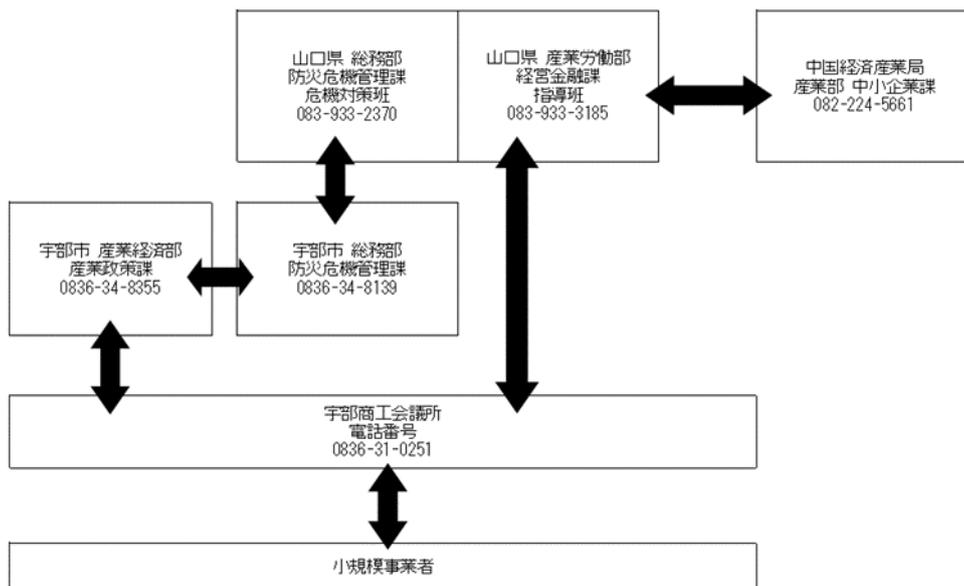
- ・山口県経営金融課団体指導班、日本商工会議所総務部、中国地方商工会議所連合会、山口県商工会議所連合会へ被害状況を連絡・報告し、支援が必要な場合は要請する。

エ 相談窓口の設置

- ・安全が確保できる場所に小規模事業者への相談窓口を開設する。
- ・具体的な支援内容は、本市の指示に基づいて実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・当所ルールに準じて、自然災害等発生時に、地域内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。なお、当所と本市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、予め確認しておく。



- ・自然災害等発生時に、管内小規模事業者の被害状況について、当所と本市の情報を迅速に共有する。
- ・当所と本市が共有した被害・新型コロナウイルス感染症等の情報について、速やかに山口県経営金融課へ状況報告（被害状況、被害額）を行う。
- ・その後、山口県経営金融課より中国経済産業局へ被害情報を報告する。
- ・当所より、山口県商工会議所連合会へ被害状況について相談・報告する。
- ・その他、上記連絡網を通じて、二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

#### (4) 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、本市と相談する。なお、国の依頼を受けた場や被害状況に応じては、特別相談窓口を開設する。
- ・相談窓口の設置は、安全性が確認された場所に設置する。
- ・地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。その際、事業所へのアンケートの送付やWEBアンケートなども活用して被害状況調査を行う。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や山口県、市町等の緊急支援制度）について情報収集を行い、地域内小規模事業者等へ当所WEBサイト等で情報提供を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症等の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口の開設等を行う。

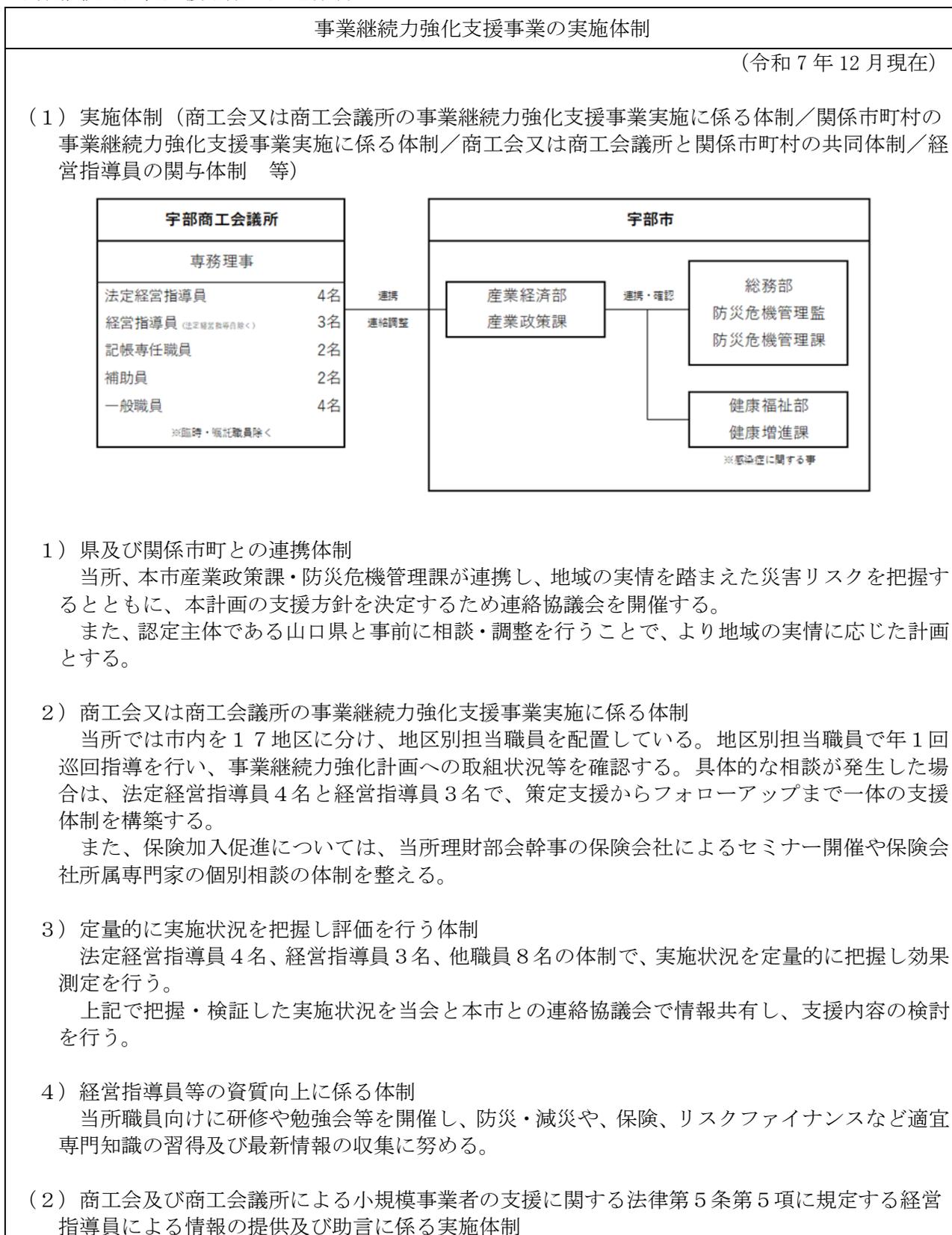
#### (5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

- ・本市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県等に相談する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 為近晃弘、高井喜久子、佐久間健一、重原和紀（連絡先は後述（3）①参照）

2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

3) 広域経営指導員等の当否

上記に定める当所経営指導員は、施行規則第7条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

1) 商工会／商工会議所

宇部商工会議所 中小企業相談所  
〒755-8558 山口県宇部市松山町一丁目16番18号  
TEL：0836-31-0251 / FAX：0836-22-3355  
E-mail：info@ubecci.or.jp

2) 関係市町村

宇部市産業経済部産業政策課  
〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号  
TEL：0836-34-8355 / FAX：0836-22-6013  
E-mail：syokou@city.ube.yamaguchi.jp

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	400	200	200	400	200
・セミナー開催	200	200	200	200	200
・ポスター作製	200			200	

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
山口県補助金、宇部市補助金、会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

